

事業系ごみの

分け方・出し方

事業系ごみの減量・リサイクル推進 手引書



Contents

□ はじめに、現状と課題 (P1～)	VI 古紙・機密文書のリサイクル (P13)
I ごみ減量・リサイクルの基本方向 (P3～)	VII 食品廃棄物のリサイクル (P15)
II 事業者の責務 (P5)	VIII 家電(指定6品目)のリサイクル (P16)
III 廃棄物の定義・区分等について (P6～)	IX パソコンのリサイクル (P17)
IV 事業系一般廃棄物の処理方法 (P9～)	X 根拠となる法令 (P18)
V 事業系一般廃棄物の分別・出し方 (P12)	□ 問合せ先 (P19)

太宰府市 市民生活部 環境課

ごみ減量推進係

□ はじめに

20世紀は、大量生産・大量消費・大量廃棄によって経済発展を遂げてきました。

しかしながら、21世紀現在においては、私たちは資源が有限であることを踏まえた循環型社会の構築が大きな社会的使命となっています。この「事業系ごみの分け方・出し方」は、事業者の皆さま一人ひとりが、限りある資源の有効活用の認識を深め、ごみの減量・リサイクル推進の取組みへの第一歩となるべく発行しました。『分ければ資源』とするのか、『捨てればごみ』とするのかは、事業者の皆さま次第であります。なにとぞ、廃棄物行政へのご理解とご協力をお願いします。

現状と課題

近年、生活様式の多様化をはじめ、商品の多様化や使い捨て商品の増加などによる複雑化など、廃棄物を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

こうした中、本市のごみの収集・運搬、処理・処分にかかる費用は、莫大な経費を要し、財政を圧迫している状況にあることから、ごみの減量、リサイクルの推進を図ることが喫緊の課題となっています。

とりわけ、可燃ごみについては、年間約18,000トン処理していますが、未だに、リサイクルできる紙類やせん定枝などが約40%も含まれているという実態があります。

また、福岡市、春日市、大野城市、那珂川町及び太宰府市を構成員として、福岡都市圏南部環境事業組合を平成18年5月1日に設立し、2016年度から2040年度までの25年間利用できる施設として、総額約670億円もの巨額の費用を投じ、可燃ごみの中間処理施設を「クリーン・エネ・パーク南部」、最終処分場を「グリーンヒルまどか」として建設し、そして、平成28年4月1日に稼働開始し、今日に至っているところです。

この同組合への運営費の負担金は、構成市町の搬入量割で算定されることから、現在、激しい可燃ごみの減量競争になっている状況です。

一方、日本における平成27年度の食品ロスは約632万トンとなるなど、莫大な食品等の廃棄となっているのが現状です。

「毎日国民一人あたり、お茶碗一杯分（136g）」にもなります。

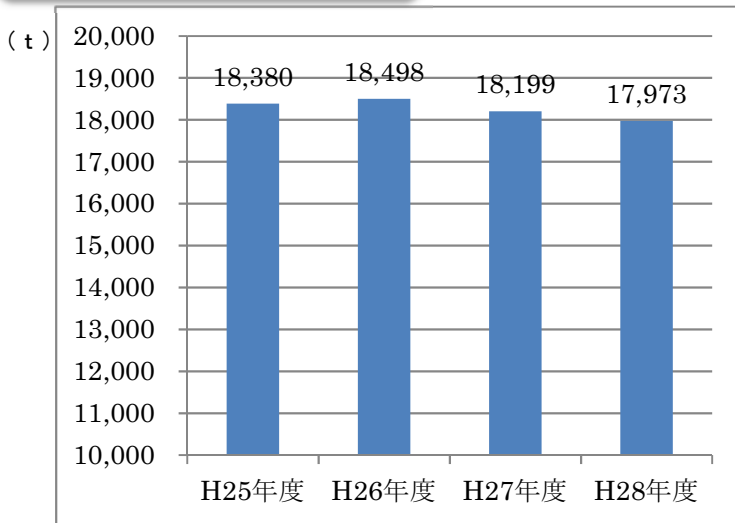
これらの食品ロスは、いうまでもなく可燃ごみです。

このことを踏まえ、紙、せん定枝、食品廃棄に焦点をあて、**可燃ごみを減量・リサイクル**することが、**ごみ処理費の削減**に**直結**することから、

ごみの減量、リサイクルの推進を図ることが大きな**課題**となっています。

太宰府市の可燃ごみ処理の現状

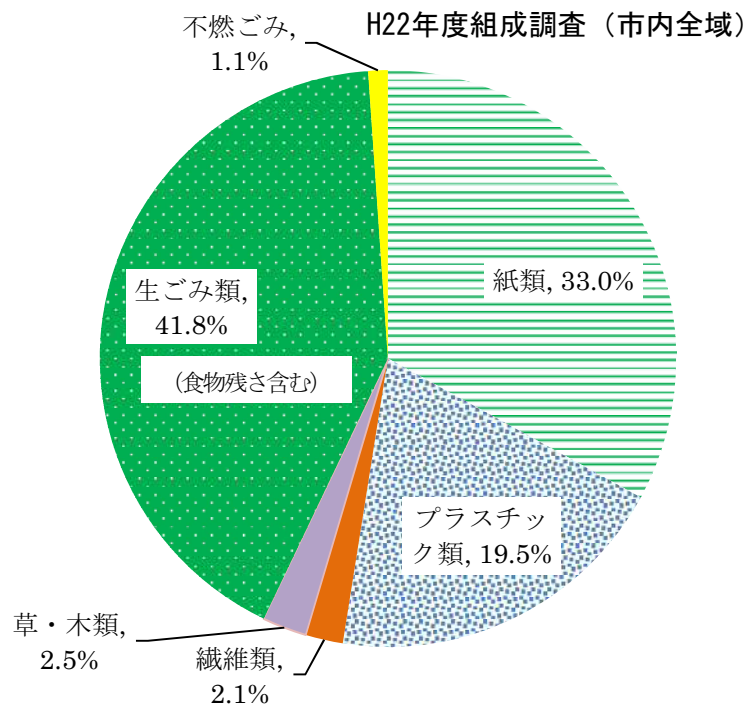
可燃ごみの処理量推移



このうち
約20%が事業系ごみ
となっています。
(H22年度組成調査)

ごみの種類

「生ごみ類」と「紙類」
が、全体の70%強を占めています。
資源化・リサイクルの
余地が残されています。



I 太宰府市のごみ減量・リサイクルの基本方向

可燃ごみ処理量の目標

中間目標

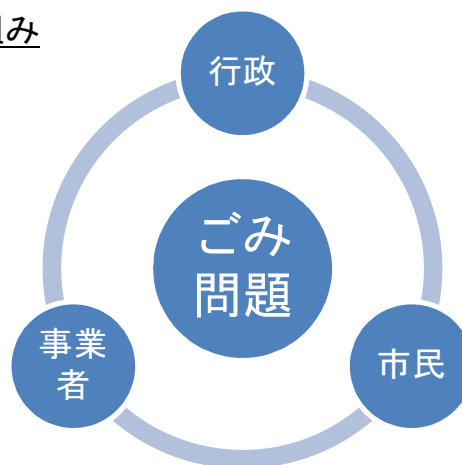
⇒H32年度:17,326トン

出展：第三次太宰府市一般廃棄物処理計画（平成28年3月策定）

本市は、ごみの減量・リサイクルの推進にあたっては、『事業者、市民、行政との協働の取組み』、『3Rの推進』の2点を基本に据えた取組みを、総合的かつ計画的に進めていきます。

1. 事業者、市民、行政との協働の取組み

- 行政からの情報の提供、支援等
- 課題・問題点、取組み方法等情報の共有
- 連携・協働した一体的な取組



事業者の取組

ごみの減量



リサイクルの推進



- ①各事業所のごみ処理コストの削減
- ②太宰府市のごみ減量・ごみ処理コストの削減

3Rとは



1. Reduce (リデュース)＝少なくする
*ごみを減らす。できるだけごみを出さない事業活動をお願いします。
2. Reuse (リユース)＝再使用する
*繰り返し使用する。修理するなど、できる限り繰り返し使用できるものを使いましょう。
3. Recycle (リサイクル)＝資源化する(再生利用)
*ごみとして捨てずに、資源になるものは分別してリサイクルに出しましょう。



II 事業者の責務

【事業者の責務】（法第3条第1項）

事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条）」及び「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（第3条）」において

- ① 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理すること。
- ② 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、3Rの推進、とりわけごみの減量に努めること。
- ③ 事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理に関し、市の施策に協力すること。
が定められています。

①自己処理責任

②ごみの減量
(3Rの推)

③市施策への
協力

加えて、同法第12条第3項及び第7項において、次の事項が定められています。

- ④ 事業者は、建設工事に伴い生じる産業廃棄物を発生と異なる場所に自ら保管しようとするときは、あらかじめその旨を都道府県知事へ届け出をしなければならない。
- ⑤ 事業者は、産業廃棄物の排出にあたって、その処理を委託する場合において、発生から最終処分が終了するまで、一連の処理が適正に行われているか確認しなければならない。



産業廃棄物は、都道府県が許可した産業廃棄物許可業者でなければ、収集することはできません。

また、産業廃棄物は、市の処理施設への搬入もできません。

産業廃棄物がたとえ少量であっても、必ず産業廃棄物として処理を行ってください。

※ 発砲スチール、弁当容器、ビニール袋、文具類など、事業所から排出される全ての廃プラスチック類は産業廃棄物です。このため、太宰府市管轄の焼却工場へ搬入することはできません。また、これらの廃プラスチック類は、事業系一般廃棄物（事業系ごみ）を収集委託する場合でも専用袋に入れて出すことはできません。（P6 参照）

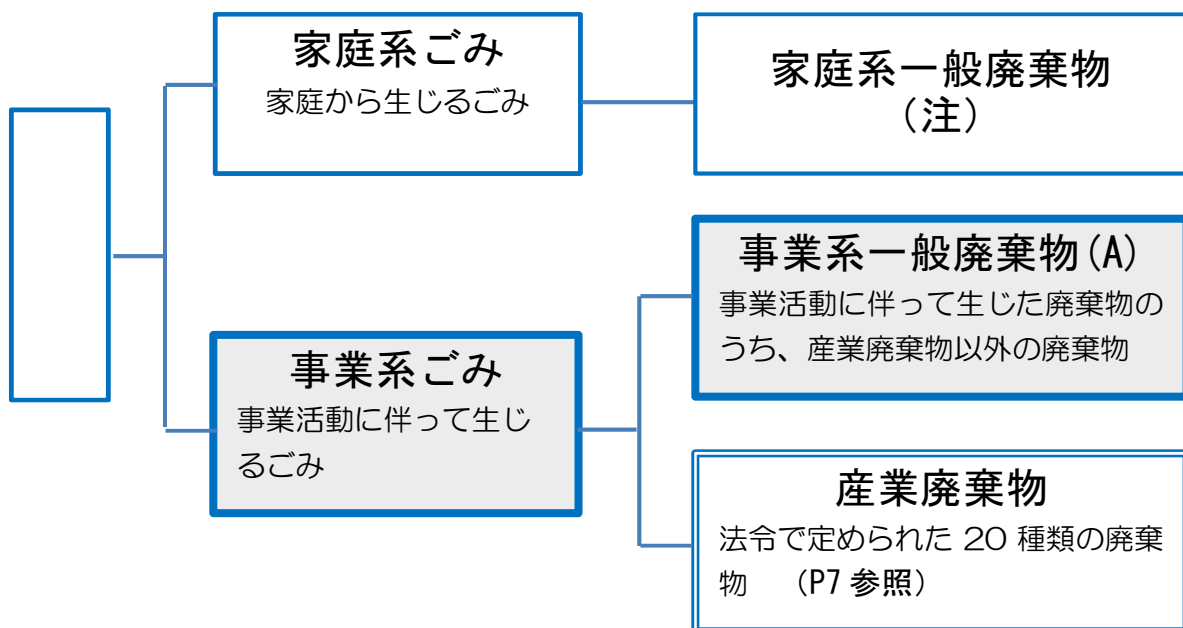
III 廃棄物の定義・区分等について

【廃棄物の定義】（法第2条第1項）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第2条）」において、廃棄物とは「ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）」と規定されています。

また、廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要になったものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。一般廃棄物とは産業廃棄物以外のことで、産業廃棄物は事業活動から生ずる廃棄物です。

【廃棄物の区分】（法第2条第2項、第4項）



※ ここでいう事業活動とは、会社や工場などの事業所のほか、学校や官公庁などの公共機関、NPO 法人、宗教法人、個人商店の活動など、家庭以外で行われるすべての活動をいいます。

(A) 市内の事業者から排出される事業系廃棄物（事業系一般廃棄物）は、太宰府市が許可した収集・運搬業者でなければ収集することはできません。

(注) 市内の家庭から出される廃棄物（家庭系一般廃棄物）は、太宰府市が収集・運搬を委託した収集・運搬業者でなければ収集することはできません。



■太宰府市の一般廃棄物収集運搬許可業者

有限会社 太宰府清掃	太宰府市大字北谷 892-5	092-924-7297
株式会社 アメニティ太宰府	太宰府市連歌屋 1 丁目 13-1	092-924-4418

※ 収集担当区域は太宰府市環境課（921-2121 内線 361・362）にお問い合わせください。

（業者ごとに収集区域を分けています。）

Ⅲの2 産業廃棄物の区分

【産業廃棄物の種類と具体例】

※ 産業廃棄物は20種類に分類されています。どの業種から排出されても産業廃棄物となるもの（1～12）と、特定の業種から出た場合にのみ産業廃棄物になるもの（13～19）があります。

区分	種類	具体例	
あらゆる事業活動に伴うもの (全業種共通・生成過程を問わな	1	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、その他の焼却残渣
	2	汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、ビルピット汚泥等
	3	廃油	鉱物性油、動植物性油等
	4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸等すべての酸性廃液
	5	廃アルカリ	廃ソーダ液等すべてのアルカリ性廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	7	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	8	金属くず	鉄鋼、研磨くず、切削くず等金属製家具類（机、ロッカー等）
	9	ガラスくず、コンクリート・陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるアスファルト・コンクリート・廃石膏ボード・陶磁器くず等
	10	鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす等
	11	がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、その他これに類する不要物
	12	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DNX 対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集塵施設によって集められたもの
特定事業活動に伴うもの (業種・生成過程に制限あ	13	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず
	14	木くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生じる木材片、おがくず、パーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
	15	繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工場から生じる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	16	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生じるアメかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	17	動物性固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係わる固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	19	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の1～19に該当しないもの（汚泥等のコンクリートの固化物など）		

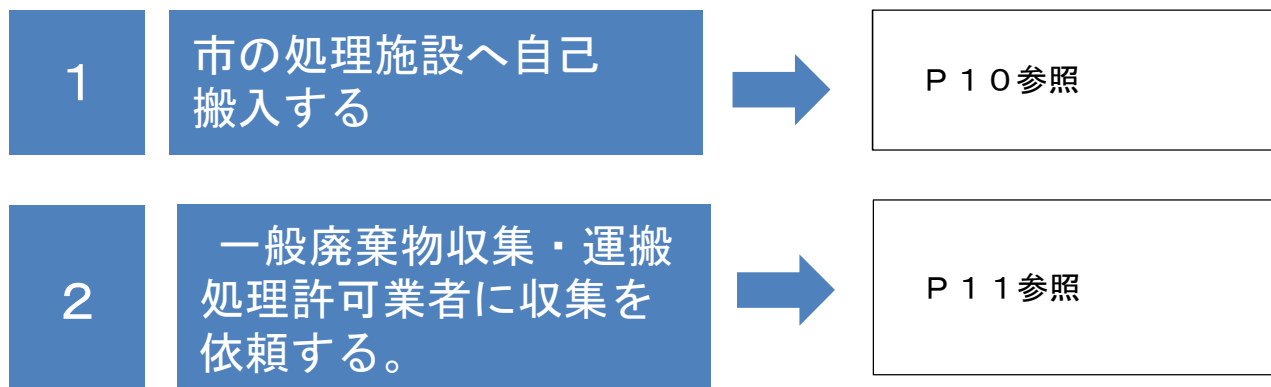
Ⅲの3 事業系一般廃棄物と産業廃棄物との区分

【事業系一般廃棄物と産業廃棄物の具体例】



IV 事業系一般廃棄物の処理方法

□事業系一般廃棄物の処理は、以下の二つの方法によります。



(注意) 太宰府市の許可を受けていない業者に、事業系一般廃棄物（事業系ごみ）の収集・運搬や処分を依頼することはできません。

※リサイクルできない事業系一般廃棄物は、事業者の責任で処理してください。

ごみの適正処理



事業系ごみを家庭系ごみとして出すことはできません。

市が収集・運搬するのは、家庭の日常生活から出るごみだけです。事業系のごみは規模にかかわらず必ず事業者の責任で適正に処理してください。



ごみの不法投棄は犯罪です。

ごみを不法に投棄すると、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金又は併科に処せられます。

IVの3 事業系一般廃棄物を許可業者に収集・運搬依頼する場合

依頼方法

- 担当区域の許可業者に収集を依頼してください。

* 収集担当区域は太宰府市環境課（☎：代表 921-2121、内線：361・362）にお尋ねください。

※ 太宰府市の一般廃棄物収集運搬許可業者

有限会社 太宰府清掃	太宰府市大字北谷 892-5	092-924-7297
株式会社 アメニティ太宰府	太宰府市連歌屋 1 丁目 13-1	092-924-4418



許可を受けていない業者（上記 2 社以外）にはごみの運搬や処分を依頼することはできません。

事業者は自己の排出した廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合は、市の許可を受けた業者など、法令で決められた者に委託しなければなりません。これに違反した場合は、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金又は併科に処せられます。

排出方法

- 「可燃専用袋」「不燃専用袋」「ペットボトル・白色トレイ専用袋」の3分別です。

・ 必ず、事業所用ごみ袋に入れて、契約に基づいた指定日等に出してください。

* 事業所用専用袋は契約した許可業者または市役所地下売店から購入してください。

- 専用袋の料金（税込）

・ 可燃専用袋（特大） 70 ㍓	140円/枚
・ 可燃専用袋（大） 45 ㍓	90円/枚
・ 不燃専用袋 45 ㍓	85円/枚
・ ペットボトル・白色トレイ専用袋 45 ㍓	30円/枚

- 定期収集（許可業者と契約）

・ 収集運搬料金⇒許可業者が搬出状況で決定 ※ 排出頻度、容量、重量等により異なるため。

- 臨時収集（許可業者に依頼） ※事業所用専用袋で出してください。

・ 臨時収集料金⇒許可業者とご協議ください。

V 事業系一般廃棄物の分別・出し方

1. 下記品目の分別を徹底してください。
2. 資源となるものは、必ずリサイクルしましょう。(アイデアを駆使してください。)

品目	例	処理搬入先	注意点
古紙等	<ul style="list-style-type: none"> ●新聞、折込チラシ ●段ボール・古布 ●雑誌 ・コピー用紙、封筒 ・名刺、紙箱など 	<p>リサイクル業者 または 市の処理施設へ 自己搬入</p>	<p>どの事業者においても、紙類は分別し、必ずリサイクルしてください。</p> <p>詳細は P13・14 参照</p>
機密書類	<ul style="list-style-type: none"> ●個人情報 ●顧客情報 ●医療用カルテ ●契約書類 		
食品廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ●食品の売れ残り ●料理の食べ残し ●飲食店の厨房から出る調理くず 	<p>リサイクル業者 *生ごみ処理機導入 など</p>	<p>食品リサイクル法に基づき、リサイクルが推奨されています 詳細は P15 参照</p>
ビン・缶・ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食用のびん ●飲食用の缶 ●ペットボトル 	<p>リサイクル業者 または 産業廃棄物 処理業者</p>	<p>リサイクル業者へ。 市許可業者と契約した場合は、それぞれ指定の専用袋に入れて出してください。</p>
家電(指定6品目) パソコン	<ul style="list-style-type: none"> ●テレビ、エアコン ●冷蔵庫・冷凍庫 ●洗濯機・衣類乾燥機 ●パソコン 	<p>販売店・メーカー —</p>	<p>家電リサイクル法、パソコンリサイクル法に基づき、リサイクルが義務付けされています。 詳細は P16・17 参照</p>
事業系ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●リサイクルできない紙(禁忌品) ●リサイクルできないもの ※産業廃棄物は除く。 	<p>市の処理施設へ 自己搬入 または 市の許可業者</p>	<p>詳細は P9~P11</p>

VI. 古紙・機密文書のリサイクル

ステップ1

古紙の発生抑制


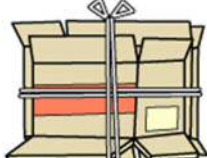

まずは、古紙の発生抑制に取り組みましょう。

- ① 両面印刷やNアップ印刷を励行する。
- ② 書類を一元化する。（全員が同一の書類を保管する必要はありません。）
- ③ 電子メールや記憶メディアを活用しペーパーレス化を励行する。
- ④ コピー用紙の裏紙を利用する。

ステップ2

古紙のリサイクル

発生した古紙は、まず種類ごとに分別し、紙ひも等で十字にしばりましょう。

<p>●新聞 (折込チラシ可)</p> 	<p>●オフィスペーパー（コピー用紙、その他の紙）</p>  <p>※ちょっと待って、捨てないで！ 小さな紙もリサイクル可能です。</p> <p>ワンポイント</p> <p>大ききの異なる紙や小さな紙は、紙袋に入れて出す。</p>
<p>●ダンボール</p> 	
<p>●雑誌</p> 	

禁忌品の例

* 「禁忌品（きんきひん）」とは、紙の原料にならずリサイクルができないもの。「可燃ごみ」として処理してください。

- ビニールコーティング紙
- 合成紙
- カーボン紙
- 銀紙
- 圧着はがき
- 感熱紙（レシートなど）
- 粘着テープ
- フィルム類
- 写真
- ファイルの留め具
- 汚れや水分が付着した紙
- 昇華転写機（アイロンプリント紙）
- など

※「禁忌品」は、リサイクル業者によって異なりますので、事前にご確認ください。

ステップ3

機密文書のリサイクル

機密文書とは、個人情報や社外秘情報など、機密性の高い情報が記載された文書のことをいいます。あなたの事業所では、以下のような機密文書を、そのままごみとして廃棄していませんか？ 機密文書もリサイクル可能な「資源物」です。

- 病院のカルテ
- 顧客名簿
- 契約書
- 企画書
- 財務書類
- 行政文書 など

文書の機密を保持しながら、資源としてリサイクルできる方法があります。

自社で裁断処理（シュレッダー）を導入



① 古紙回収業者に自社で処理したシュレッダーくずを回収してもらう。

利点 ⇒ 処理コストを抑えながら、リサイクルができる。

上記のほか、次のような対応が可能です。

② 「機密文書処理業者」に有料で裁断処理を委託する。処理証明書を発行する業者もある。

※ 『引き取り型』『持込み型』『出張型』など、自社のニーズに応じて選択することができる。

利点 ⇒ 自社での前処理が不要で、手間がかからない。

③ 「溶解文書処理業者」に有料で溶解処理を委託する。ダンボールに入れた機密文書を箱ごとリサイクルすることができ、処理証明書を発行する業者もある。

※ 『引き取り型』『出張型』など、自社のニーズに応じて選択することができる。

利点 ⇒ 自社での前処理が不要で、手間がかからない。箱を開封することなく溶解するので、より確実に機密を保持しながらリサイクルできる。

(注) ②及び③については、インターネット等でお調べください。

■太宰府市と提携しているリサイクル業者に関する問い合わせ先

株式会社 宮崎 太宰府リサイクルセンター	太宰府市大字内山字野田445-1	092-918-7531
-------------------------	------------------	--------------

※新聞、雑誌（雑がみ含む）、ダンボール等を回収します。

VII. 食品廃棄物のリサイクル

食品廃棄物とは

経済産業省の食品ロス対策にかかるロゴマークです。名称は“ろすのん”です。



食品の製造、加工、調理過程から生じたくず、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し、調理くずなどのことをいいます。

事業者の責務

食品リサイクル法では、食品廃棄物のリサイクル等の実施にかかる事業者の責務などを規定しており、同法で定められている食品関連事業者には、食品廃棄物の「発生抑制」「リサイクル」「減量」の取組みを進めていく責任があります。

食品製造業

食品卸売小売業

飲食店

宿泊施設・結婚式場等

食品関連事業者

※食品製造業から排出される食品廃棄物は、産業廃棄物として処理する必要があります。

ステップ1

発生抑制及び減量

食材、食品の計画的仕入及び食品廃棄物の発生抑制を工夫した調理を実施しましょう。また、水切りを徹底し、廃棄物の減量を図りましょう。

ステップ2

食品廃棄物のリサイクル

食品リサイクル業者を活用する

収集運搬や処理を専門業者に委託することで、手間を軽減し、リサイクルに取り組みます。 * 食品廃棄物の収集運搬や処理は、許可を持った業者しか行うことができません。

廃棄物の分別⇒収集・運搬⇒リサイクル施設で処理⇒肥料や飼料となる（リサイクル）

VIII. 家電（指定6品目）のリサイクル

注意！ 市の処理施設では受け入れられません。

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は家電リサイクル法により、リサイクルすることが義務づけられています。

※「テレビ」はブラウン管式・液晶式・プラズマ式のいずれも対象となります。

対象機器

家庭用機器を業務用として使用していた場合のみ対象です。専ら業務用として製造・販売されている機器は対象外となりますので、産業廃棄物として適正に処理してください。

*対象機器、対象外機器の詳しい例示は（一財）家電製品協会家電リサイクル券センターのホームページ（<http://www.rkc.aeha.or.jp/>）および環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp/>）の中の「小売業者の引取義務外品の回収体制機構に向けたガイドライン」を参照ください。



（注）業務用エアコン・冷凍冷蔵庫の出し方については、フロン排出抑制法の手続きに従ってください。

処理方法

- ①買い換えの場合
 - ・新しい製品を購入する小売店に引き取ってもらう。
- ②買い換え以外の場合で、購入した小売店が分かる場合
 - ・購入した小売店に引き取ってもらう。
- ③上記①と②に該当しないとき
 - ・太宰府市で提携しているベスト電器の店舗で引き取りを予約する。

料金

リサイクル料金と収集・運搬料金が必要です。

リサイクル料金
(メーカーによって異なります)



収集・運搬料金
(小売店によって異なります)



排出者が支払う料金
(家電リサイクル券の控えを受け取りましょう。)

*対象機器、対象外機器の詳しい例示は（一財）家電製品協会家電リサイクル券センターのホームページ（<http://www.rkc.aeha.or.jp/>）を参照ください。

IX. パソコンのリサイクル

注意！ 市の処理施設では受け入れられません。

パソコンは、パソコンリサイクル法（資源有効利用促進法）により、メーカーによる回収・リサイクルが義務付けられています。

対象機器

- デスクトップパソコン本体
 - ノートブックパソコン本体
 - ディスプレイ（液晶式・プラズマ式・CRT（ブラウン管）式）
- ※ 付属品の回収についてはメーカーにお問い合わせください。



処理方法

メーカーがわかっているパソコンの場合

メーカーの受付窓口にお申込みください。
料金はメーカーにお問い合わせください。

メーカーが存在しないパソコン（自作等）の場合

産業廃棄物として適正に処理してください。

*詳細は（一社）パソコン3R推進協会のホームページ（<http://www.pc3r.jp/>）をご覧ください。

X. 根拠となる法令（事業系一般廃棄物（事業者ごみ））

廃棄物の処理及び清掃に関する法律【抜粋】

（事業者の責務）

- 第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例【抜粋】

（事業者の責任）

- 第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を生活環境の保全上、支障のない方法により、自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前2項によって排出される物で、自ら処理できない一般廃棄物については、可燃物、不燃物及びペットボトル・白色トレイをそれぞれ市が指定する袋(以下「指定袋」という。)に収納し、持ち出さなければならない。
- 4 事業者は、前3項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）【抜粋】

（事業者及び消費者の責務）

- 第四条 事業者及び消費者は、食品の購入又は調理の方法の改善により食品廃棄物等の発生の抑制に努めるとともに、食品循環資源の再生利用により得られた製品の利用により食品循環資源の再生利用を促進するよう努めなければならない。

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）【抜粋】

（事業者及び消費者の責務）

- 第六条 事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあたっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。

パソコンリサイクル法（資源有効利用促進法）【抜粋】

（事業者等の責務）

- 第四条 工場若しくは事業場（建設工事に係るものを含む。以下同じ。）において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者（以下「事業者」という。）又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。
- 2 事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。

□ 問合せ先

- 事業系一般廃棄物の減量・リサイクルに関すること
- 事業系一般廃棄物の収集運搬に関すること
- 併用世帯（一般世帯と事業所の併用住宅等）に関すること

太宰府市市民生活部環境課ごみ減量推進係

〒818-0198 太宰府市観世音寺 1-1-1

☎（代表）092-921-2121（内線 361・362）

- 産業廃棄物に関すること

福岡県環境部廃棄物対策課

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

☎092-643-3363

福岡県筑紫保健福祉環境事務所 環境指導課

〒816-0943 大野城市白木原 3-5-25 筑紫総合庁舎

☎092-513-5612

公益社団法人 福岡県産業廃棄物協会

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 13-47 福岡県国保会館2F

☎092-651-0171

- リサイクル業者に関すること（本市との提携業者）

株式会社 宮崎 太宰府リサイクルセンター

〒818-0115 太宰府市大字内山字野田 445-1

☎092-918-7531

太宰府市ホームページ

<http://www.city.dazaifu.lg.jp/>

太宰府市の環境

検索

平成30年2月23日：初版発行